Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-09

現代イギリスの試験制度について(その2) : GCSE試験制度の成立過程を中心にして

楠井, 裕茂

(Citation)
研究論叢,2:1-17

(Issue Date)
1994-10

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81008540

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008540

現代イギリスの試験制度について（その２）

―ＧＣＳＥ試験制度の成立過程を中心にして―

楠井　裕茂

目次

はじめに（前号）
第一章　ＣＳＥ試験の理念と二本立て試験制度の問題
　1.　ＣＳＥ試験制度の特徴と能力観（前号）
　2.　二本立て試験制度の問題点（本号）
第二章　ＧＣＳＥ試験制度の内容
　1.　ＧＣＳＥ試験制度の概観（本号）
　2.　「難易度別評価」と「コースワーク」の共通点（本号）
　3.　「コースワーク」が求める能力（本号）
第三章　成立過程の検討
　1.　「スクールズ・カウンシルの提案」（本号）
　2.　「スクールズ・カウンシルの提案」の修正（次号予定）
　3.　「難易度別評価」導入の背景（次号予定）
　4.　「コースワーク」採用の背景（次号予定）
　5.　実施段階における評価と問題点（次号予定）
終わりに（次号予定）

第一章　2.　二本立て試験制度の問題点

(1)問題の背景

ここでは二本立て試験制度による問題を顕在化させる要因について述べておく。一つは総合制中等学校の増加であり，もう一つは１５歳から１６歳への義務教育最終年齢の延長である。

総合制中等学校の増加

戦後の中等教育を主に担ってきたのは，グラマースクールとモダンスクールであった。前者は主に大学進学に開かれた学校であり，それを視野に入れた子どもたちのための学校であった。一方モダンスクールは主に労働者の子どもたちが学ぶための学校であった。

二本立ての１６歳時試験制度との関わりからいえば，１９５０年代初期ＧＣＥ試験制度は主

にグラマースクールの生徒を対象としておりモダンスクールの生徒は除外されていた。

ところが，１６歳時試験をモダンスクールの生徒が受験できるようにしようという動きがでてきた。これが総合制中等学校の設立を求める一つの要因となった。

モダンスクールの多くは，ＧＣＥのＯレベル試験を受験する生徒のために第５学年の課程を設置した。１９５３年にボーンマスの地方教育当局(Local Education Authority)がすべてのモダンスクールにＧＣＥ試験用コースを設けて以来，受験者は１９５４年には５千人，１９６２年には３万６千人と増加した。このようにモダンスクールの生徒がＧＣＥ試験に参入してきた事実は，グラマースクールに進むには「不適切な知的能力」として１１歳の時点で選別してきたしくみの正当性に対する問題提起となった。[1] また，１９５３年ころから，１１歳における知能テスト自身の問題性が指摘されるようになった。社会学者は，１１歳段階で労働者階級の子どもを識別することになっている，テストの結果と子どもの生育環境との結びつきが非常に強いことを指摘した。[2] ゆえに，その環境の整備がまず問題にされなければならなかった。

こうして，１１歳という時点での選抜がいかに不合理であるかが指摘された。このようにして１１歳における選抜試験の正当性がくずれていったことが，戦後の中等学校制度への批判となった。そして，総合制中等学校への再編成へと進行していったのである。

１９６４年から政権を担うことになった労働党政府は１９６５年７月，地方教育当局に総合制中等学校を奨励する通達１０号（*Circular 10/65 The Organization of Secondary Education*）を出し，六つの総合制化計画参考案を提示し，地方教育当局に総合制化への再編成計画の立案や提出を求めた。その六つの案の中には，例えば，１１歳から１８歳までを収容するもの，１１歳から１３歳までと１４歳以降との二つの階梯に分けたシステムのものなどがあった。[3]

こうして１１歳時の選抜試験を終結させる試みが加速された。１９５０年から１９６８年までの間に，総合制中等学校の数は増加した。中等学校生徒におけるそれらに通う生徒の割合も増加した。１９５０年の総合制中等学校が１０校の時には，中等学校生徒総数の０．４７％を数えたにすぎなかったが，１９６８年における７４８校の時には，２１％となった。[4]

こういう総合制中等学校の増加は，従来のような１１歳時の選抜試験を介しないことから，地域の生徒が集まる中等学校が増えたことを意味する。二本立ての１６歳時試験との関わりから言えば，従来ＧＣＥ試験を受験してきた層の生徒とＣＳＥ試験を受験してきた層の生徒が同一の中等学校内において共存することになる。この状況が，中等学校内で二本立て試験への準備が生徒の中等学校在学中に行われねばならないことから，今度は二本立て試験制度の問題の要因となっていった。

<u>離学年齢の引き上げ</u>

さらに，１９７２年から法律上の離学年齢（義務就学最終年齢）が従来の１５歳から１６歳に引き上げられたことが，二本立て試験制度の問題につながってゆく。

法律上の離学年齢は，１９４７年以来それまで１５歳として施行されていた。しかし，１９５９年のクラウザー報告（*15 to 18 : Report of the Central Advisory Council for Education*, この報告をした委員会の長の名をとって，こう呼んでおく）において，人的能力をもっと効率よく利用すべきであるとした。そのために，離学年齢を１６歳に引き上げることを勧告

した。[5]

このような中で１９７２年から法律上の離学年齢（義務就学最終年齢）が引き上げられることになった。

このことによる試験制度への影響は次のような数字に表れている。各科目のＧＣＥ試験Ｏレベルとｃｓｅ試験の受験者を合わせて，１９７０年の３６６万3千人から１９７２年の４０２万1千人という４０万人弱の伸びであったのに対し，１９７４年には５０７万4千人と伸び率は百万人強と格段に増えている。[6] こうして，離学年齢の引き上げは１６歳時試験受験者の増加を引きおこした。

このことが総合制中等学校における問題をさらに深刻にすることになった。

⑵二本立て制度の問題点

総合制中等学校が増加するにしたがって，中等学校内部での問題として，試験準備のためにＧＣＥコースやＣＳＥコースを１４歳で選択させることの実際の困難が指摘されるようになっていった。この「選択」における問題とは，全国教員組合（National Union of Teachers）によれば，「ＣＳＥとＯレベルのどちらを生徒が受験すべきかを，学校が選ぶことのジレンマ」であり，また「この選択はもっと遅い時期になされるべきである。すなわち，１４歳での選別なら，ＣＳＥ試験コースを選択した後にその生徒がアカデミックな学習にいっそう適していると示した場合，ＧＣＥ・Ｏレベル試験の課程（コース）に変更することは不可能である」というものであった。[7] この困難を解消するために，二つの試験をめざす生徒を同時に教えるという対策も考えることはできるが，「二つの試験間のシラバスや学習方法が異なるので共通の学習することは不可能」であった。[8]

このような問題点の指摘は社会主義者教育協会（Socialist Educational Association）からも１９６６年にすでになされていた。タイムズ教育版の記者がまとめたものによれば，「Ｏレベル受験者，ＣＳＥ試験受験者，試験を受けない者の三類に１４歳で準選抜する必要によって実際的な困難が」作り出されている。そしてその解消のためには，「Ｏレベル試験を廃止すべき」とまでいっている。[9] 対応策についてここまで主張する者はまれであったが，二本立て試験制度の問題点は１９７０年代にはいっても指摘され続けた。スクールズ・カウンシル[10]のメンバーの一人であるL.Maidmentは「各生徒による二つの試験の間での選択の問題が増加してきている」という。[11]

その対策としては，１９７０年の全国教員組合の『政策表明（*a policy statement*）』によれば，「単一試験制度（a single examination system）に統合されるべきである」というものである。「はば広いシラバスを提供」し，「ＣＳＥ試験以上に多様な試験方法がとられ」，運営は「教員管理」であるものとされた。[12] これ以上詳細な内容にはふれていないが，ＣＳＥ試験の特徴を兼ね備えた統合された試験制度を構想しているようである。

このように二本立て試験制度の問題が大きな問題として意識されていく中で，試験制度改革への動きが，１９７０年以降始まってゆくのである。

第二章　GCSE試験制度の内容

二本立て試験制度が一本化される過程での議論は第三章にゆずるとして，ここではＧＣＳＥ試験制度の能力観を，前章第一節に示したＣＳＥ試験の能力観に照らして検討することにしよう。

第一節　ＧＣＳＥ試験制度の概観

キース・ジョセフ教育科学大臣(Secretary of State for Education and Science)は，１９８８年に第一回目のＧＣＳＥ試験を始めるという政府としての決定を，１９８４年6月２０日に議会で発表した。これは初めて明確な実施時期に言及したことで進展であった。また，各中等学校におけるＧＣＳＥ試験準備用のコースを１９８６年度から始めることも同時に発表された。

この発表の後の通知文（Press Notice）[13]には，試験制度の骨子について言及されている。それは概ね以下の通りであった。

①旧来シラバスや試験科目が多く存在していたのを減らすため，シラバスや試験科目を設定する旧来の２０の試験委員会をイングランドに４グループ，ウェールズに１グループ[14]に統合すること。ただし，各ＧＣＥ及びＣＳＥ試験委員会自身が解体されるわけではなかった（後述の⑤参照）。

これは，中央での調整（後述の⑥参照）に関わる地方の団体が実質減少することになる。これについては，中央政府の権限の強化であるなどという見方もある。[15]

②あらゆるシラバスが「全国的基準」に統制される(be governed)こと。その必要性は、シラバスの内容を改善するため，またあらゆる課程が，獲得した知識と獲得した技術・理解との間の適切なバランス，理論的な学習と実際的な学習との間の適切なバランスを保証するためとされた。この「全国的基準」の内容は，評価やシラバスに含むべき内容の基準などに関するものである。「一般的基準（general criteria）」[16]と各科目の基準（subject-specific criteria）[17]とからなり，それぞれ教育科学大臣の承認を受けることが必要とされた。

このような全国的に通じる基準が公式に設定されるのは初めてのことであり，その基準の設置に大臣が関わるというのも従来にはなかったことである。

③様々な能力の受験者に合わせた方法で教え，試すための難易度別の試験ペーパーや設問を設定すること。従来，設問や教材を選択する余地はあったが，受験者の能力に応じて選択する試験ペーパーが異なるということがなかったことから，画期的である。これは「全国的基準」において「難易度別評価（Differentiated assessment）」とされている（後述）。

④生徒と教師が明確な目標を必要としていることから，試験の結果として表明される各グレイドに対応する知識・理解・技能を記した基準（grade-related criteria）を設定すること。

旧来の制度では，ＣＳＥ試験において授与されるグレイド４が平均の成績であるとか，ＣＳＥ試験のグレイド１がＧＣＥ試験のグレイドＡからＣと同等の水準であるという程度のものが全国的に明示された基準であった。ゆえに各グレイドが示す「知識・理解・技能」などは不明

確なものであった。その点からいうと，グレイドの内容を示そうという試み自体，大きな変化である。

これら四つの内容を柱とする発表であった。これらに付け加えられている枝的内容は以下のようであった。

⑤試験結果は７段階のグレイドによって示される。上位のグレイドＡ，Ｂ，Ｃの水準については，旧来のＯレベル試験のグレイドＡ，Ｂ，Ｃに対応する程度とされた。その水準を設定することに唯一責任のある主体はＧＣＥ試験委員会とされた。それに対して，グレイドＤからＧの水準は，旧来のＣＳＥ試験のグレイド２，３，４，５に対応するものとし，その水準設定責任はＣＳＥ試験委員会にあるとされた。

このように水準設定者を区別することで，上位三つのグレイド水準の設定に対して中等学校教員の影響が及ぶことを避けようとしたと思われる。また旧来の制度における各グレイドの水準を変えたのではなく，継続させたものであった。

⑥①における五つの試験グループの設定する試験水準の全国的な調整や各グループからのシラバスの承認，教育科学大臣への建議などは中等試験審議会（Secondary Examinations Council）が行うこととされた。旧来の調整機関であったスクールズ・カウンシルでは，「各団体から自主的に選出された代表からなる組織」[18]であったのに対し，すべての委員の任命を教育科学大臣が行なう[19]という点で異なるものとなった。

このようなＧＣＳＥ試験制度の内容の柱が決定された。この中でも，評価方法に関わる難易度別評価とその他の評価方法についてその内容と理念を整理しておこう。

2. 「難易度別評価」と「コースワーク」の共通点

(1)難易度別評価の定義

「全国的基準」には「様々な能力の受験者が（中略）知っていること(what they know)や理解していること(what they understand)，行うことができること(what they do)を示す機会を与えられるように，あらゆる試験で適切な（受験者の――引用者による）分類（discrimination）」[20]がなされる評価と説明されている。

そして科目に応じて，「難易度別の試験ペーパーまたは試験ペーパーの中に難易度別の設問が求められることになろう」という。この評価は，単純化すれば，能力が高い者にはそれに対応した水準の高い試験ペーパーを，また能力の低い者にはそれに対応した水準の低い試験ペーパーを課すという内容なのである。

(2)定義の内容

この定義の内容を検討すると，三つの要素に分類して理解することができる。

一つは，よくできる者に対してはそれなりの課題を与えて，学習意欲を減退させないようにしようという意図である。中等試験審議会の刊行文書『ＧＣＳＥにおける難易度別評価(*Differentiated Assessment in GCSE*)』[21]によれば，難易度別評価の意義は，ある生徒にとって「課題があまりに容易である場合」には，「その評価に満足できないかもしれない」し，また「生徒が挑戦したいというような刺激とならない」ということのないようにすることにある。

これは，子どもの動機づけを促すことに難易度別評価導入の意義があるとするものである。

二つには，あまりできない者に対してもそれなりの課題を与えることで，動機づけを高めようとするものである。同じく中等試験審議会の文書によれば，できない者に対しては「一般的に，課題がその生徒にとってあまりに難しいものであるなら，行われる評価はその生徒にとって抑圧的な経験となるであろう」と意欲の減退の可能性という問題を指摘する。ここでも能力に応じた課題を与えることにより，生徒の動機づけが促せるという。

これら一つめと二つめとから，難易度別評価の意義がよくできる者にもあまりできない者にも動機づけを促すことにあるといわれていることがわかる。

三つめは，「行なうことができる（they do)」能力についても難易度別の課題を与えて評価すると定義ではいうが，ここで注目すべきは「行なうことができる」能力を「様々な能力の受験者」に課すとされたことである。これは「行なうことのできる能力」という文言から実際的な技能を指しているのではないかと推測はしうるが，この検討は後述することにする。

(3)難易度別評価の実際

難易度別試験ペーパーとグレイドとの関係

具体的な運用について，中等試験審議会発行の『教師向けのガイド（*GCSE A Guide for Teachers*）』の各科目の文書に示されている。難易度別のペーパーを主に使用する科学（Science，日本でいう物理や生物，化学が含まれている）や数学の場合，それを使用しない歴史の場合を例にとりあげよう。

科学の場合，難易度別試験ペーパーについては，①すべての者が受験すべきという共通ペーパーを設定しないもの，②共通ペーパーを設定した上で，さらにそれより課題レベルの高いペーパーかレベルの低いペーパーのどちらかを必ず選択させるもの，③共通ペーパーを設定するが，さらにできる者にのみレベルの高いペーパーが用意されるものなど三種類が考案されていた。[22)]

試験ペーパーの選択の仕方と獲得できるグレイドのレベルについては，③の場合だと，共通ペーパーのみ受験した者にはグレイドの最上位ＡからＧまでのうちのＣからＧしか獲得する機会がない。そこでグレイドＡとＢを獲得するには，さらにレベルの高いペーパーも受験しなければならないことになっている。こうして，どのペーパーを選択するかによって，必然的に得られる試験結果に枠がはめられることになるのである。

難易度別試験ペーパーの水準

各ペーパーの水準を具体的に理解するために，もっともやさしいペーパーともっとも難しいペーパーの問題を数学を例に比較しておこう。ここでは，試験運営にあたるグループの一つであるLondon East Anglian Group（以下，ＬＥＡＧとする）のものを参照する。

最もやさしいペーパーである「ペーパー１」の計算に関する設問は，「24+356+6+1062=」[23)]であるのに対して，もっとも難しい「ペーパー４」の場合は，「5X+6Y=18, 2X+3Y=3」[24)]という連立方程式を解くものである。このように各ペーパーで求められてる能力には，近年の日本の教科書をもとにすると小学校中学年と中学２年生ほどの差が存在する。[25)]

このような大きな差は，幾何に関するシラバスにも現われている。「ペーパー１」に対応す

るシラバスでは三角形の面積の公式や円周を求める公式，直方体の面積を求める公式のみが含まれている程度であるのに対して，「ペーパー４」の場合はピタゴラスの定理や三角関数，二次方程式の解の公式にいたるまで含まれている。[26] 近年の日本の教科書に照らすと，前者は中学校1年程度の学習内容であるのに対して，後者は高等学校段階のものが含まれている。[27]

共通ペーパーの場合

歴史の場合は，科学のように難易度の違うペーパーが用意されることはほとんど想定されていない。ゆえにそこでの難易度別評価は，採点の際に各受験者の答案の質によって決められる場合，難易度のちがう設問が並べられており，それへの解答の有無によって定められる場合などによってなされる。[28]

だから，歴史については，同じ試験ペーパーに答えた後に，採点の段階で受験者間での「差」を見ようとするのが主流である。

その場合の採点基準を同じＬＥＡＧのもので確認しておこう。「歴史，シラバスＡ，現代世界の歴史」[29] の「ペーパー１」における「半植民地インドにおける民族主義と独立1918-1948」に関する「1918～1939年において多くのインド人は大英帝国にとどまることを望まなかった。他方，望むものもいた。何故，インド人の間にこのような態度の違いが生じたのだろうか。」[30] という設問に対する採点計画によれば，その答案が「インド人の態度の物語的説明」である場合には，最も獲得できる点数が低い「レベル１」と評価される。それに対して，「短期的，長期的要因両方に気を配りながら，（中略）ちがいに正確に焦点を合わせることができている」ものには，最も高い「レベル４」であった。[31]

こうして，難易度別評価には，数学のように生徒の学習する内容がすでに試験の難易度ごとに分けて与えられる場合と歴史のように生徒に共通の学習の内容が前提とされるものと大きく二種類あることがわかる。そして，その理念は，定義の内容からすると「受験者の能力に合わせる」ということにより，受験者（生徒）の学習意欲を引き出すことにあるとされているのであった。

(4)コースワークの意義

その他ＧＣＳＥ試験の評価方法として，ＣＳＥ試験で重視されていたコースワークについても検討しておこう。「コースワーク」という柱は，文言としては前述のＧＣＳＥの骨子に現われていなかった。しかし，この評価の扱いは「全国的基準」に明記されたことからも，重視されていると考えられる。例えば，古典研究や経済学，英文学，歴史，数学，宗教学，社会科学などで，総得点の２０％から４０％程度課されると明記された。[32]

その「コースワーク」採用の意義をもう少し深めてみよう。

コースワーク採用の意義

まず，コースワークの意義は次のような趣旨であると，中等試験審議会の刊行文書『ＧＣＳＥにおけるコースワーク（*Coursework Assessment in GCSE*）』，『ＧＣＳＥへのガイド（*A Guide to the GCSE*）』に記されている。[33]

主なものをあげると，①一生懸命に学習してきたのに正規の試験では実力を出せないような

生徒に対して，公平な取り扱いができる。
②「結果が受験者のできることがらを示しているので，有用である。たとえば，科学における実験の技能や地理におけるフィールドワークに使う器具や地図の扱い方が含まれている。」
③あらゆる科目での，読み書きを含むコミュニケーションの技能や数学的なアイディアの育成のために有効な方法である。
④「コースを通じての毎週の学習が価値あるものであると生徒に認識させる」ことができる。
⑤幅広い層の生徒の必要に応じた課題を設定することができる。
などである。①と④，⑤は旧来のＣＳＥ試験においてもコースワークの意義として示されていたものである。それに対して，旧来あまりいわれていなかった②や③については，具体的，または実際的能力を身につけること自身に意義が置かれているものである。

難易度別評価とコースワークの共通点

特に④⑤などは「生徒の必要に応じた課題の設定ができる」や生徒に日常の学習に対する動機づけを促すという内容である。これは，難易度別評価の意義と共通している。私が前述した難易度別評価の意義は受験者の能力に合わせた試験ペーパーや課題を課すことにより，受験者（生徒）の学習意欲を引き出すことにあった。双方とも日常の学習意欲を高めることをねらいにしていたのである。

以上のことから，ＧＣＳＥ試験制度の評価方法における特徴は，生徒に見合った試験ペーパーや課題を与えることで，学習に対する動機づけを促そうとするものであることがわかった。また，このように「生徒の必要」の重視や学習への「動機づけ」を促そうという観点は，旧来のＣＳＥ試験の特徴を継承しているともいえるのである。ＣＳＥ試験においても試験方法などへの配慮としては，「生徒の必要に合わせる」ことが強調された試験であった。このＣＳＥ試験との共通点は次節での考察のために，銘記されておかなくてはならない。

第三節　「コースワーク」が求める能力

(1)コースワークではかる能力

このコースワークで測ろうとする具体的な能力は例えば，
①フィールドワークや実験によって調査を正確に記録する技術。
②収集した材料を構成することも含めた調査技術，第一次資料と第二次資料の使い分け方。
③情報源や道具，材料について相互に交流する技能。
④器械の運用の技術。
⑤実際生活についての簡単理論的モデルを作成する能力。
などであった。[34] これらからは，いかに実用的な能力が求められているかがわかる。

さらに，『雇用者向けのガイド(*GCSE: A Guide for Employers*)』からも，ＧＣＳＥ試験での英語や数学で実用的な能力が求められていることがわかる。[35] 英語における口述評価の結果をＧＣＳＥ証書に記録したものは「受験者が会話英語においていかに正確で能率的に伝達できるかを示す」ものとされており，数学においては「実際生活における問題に数学の技能を適用させる」ことに重きをおいているなどとされている。こうして「教えられてきたこと」を「

応用」する実用化能力が求められているのである。

また『親，雇用者，受験者へのガイド（*GCSE A Guide for Parents, Employers and Candidate)*』に，具体的なコースワークの例が掲載されている。数学の場合の課題は，「お茶２００g詰めの贈呈用の箱をお茶会社が作りたいと思っている。この箱を作るために使われるカードは１メートル四方につき２０ペンスかかる。その会社が使う三つの異なる箱を作れ。管理者にあなたの結論を説明するレポートを書け。」というものであった。そこでの評価のポイントをいくつかあげると，「‘異なる’とは何を意味するか把握されているか」「四面体など不適切なものでないか」「経費は考慮されているか」「箱の大きさは理論的に考えられたか，試行錯誤によって発見されたか」などである。[36)]

また，地理における課題などは，交通渋滞に関する新聞記事とその周辺の地図を与え，生徒が交通渋滞解消の方策を取材や測量などを通じて調査する，というものであった。[37)] これらの例から，いかに具体的，実用的な課題が課されるかがわかる。

以上の検討からコースワークの内容は，応用する能力または実用化する能力を評価しようとしていることが明らかになった。

(2)難易度別評価とコースワークの関連

ここで，第一節に述べた難易度別評価の定義に含まれていた「行なうことのできる能力」を思い起こしてみると，コースワークで評価される内容である「実用化する能力」はまさしくこの「行なうことのできる能力」に包含されていると考えることができる。とすれば，このコースワークは難易度別評価の定義に記されていた「様々な能力の受験者」に課されることになる。こうなると，コースワークは旧来の制度ではあまり評価されていなかった対象であるＧＣＥ受験者[38)]レベルの者にも確実に課されることになったことを意味するのである。

コースワークが「様々な能力の受験者」に課されるということは，ＬＥＡＧのシラバスにも現われている。例えば，数学のシラバスで，コースワークによる獲得点数が２７前後の場合に，旧来のＧＣＥ・Ｏレベルにおけるグレイド Ａに相当するＧＣＳＥのグレイドＡが授与されるとなっている。[39)]

こうしてコースワークの採用という事実には，あらゆる生徒の「実用化する」能力を高めることにあることがわかった。この事実の意義を，第一章で述べたＣＳＥの能力観と比べることで検討する。

第一章で述べたＣＳＥにおける能力観とは，ＧＣＥ試験合格可能な水準より下の生徒，言い換えるとＣＳＥ試験受験者レベルの者には，実際的な学習内容が適しているという思想であった。それは，ＣＳＥ試験が「生徒の必要にみあった」内容の評価を意図しているところからわかったものであった。ＣＳＥ試験におけるこのような思想に基づいて，評価された内容は「具体的で経験と関連ある内容」に関する実際的能力であったのである。

他方，本章第二節で検討したようにＧＣＳＥにおいても「生徒の必要に合わせる」ことが難易度別評価や，コースワーク双方で意図されていた。また「実用化する能力」というような「実際的な能力」が求められていた。

こうしてＣＳＥにおいても，ＧＣＳＥにおいても「実際的な能力」が求められていることがわ

かる。しかし，この共通性はＣＳＥにおける能力観がＧＣＳＥにも存在することを必ずしも意味しないのである。この章で検討したようにＧＣＳＥ試験において，「実用的能力」を評価されるのは，旧来のＣＳＥ試験受験者レベルばかりでなく，ＧＣＥ試験受験者レベルの者にも課されることになったのであった。これは，少なくともＣＳＥ試験受験者レベルの者にのみ，具体的な学習内容が適しているという能力観の変更を意味する。さらには，ＣＳＥ試験の能力観に継承されたところの，単なる経験を根拠にする戦後初期のモダンスクール生徒に対する能力観の変更を意味するものでもある。

ところで，この節ではコースワーク評価が難易度別評価に包含されたものであることを指摘した。しかし次章ではコースワークと難易度別評価に分けて，その導入の要因を検討する。そこで次章以降では，「難易度別評価」の意味する内容を，第一節で述べた一つめと二つめの内容に限定し，すなわち三つめの内容であった「行なうことのできる」能力の評価という内容については，「コースワーク」に含むものとして扱うことにしたい。

第三章　成立過程の検討

この章では第一章と第二章から明らかになったＣＳＥ試験とＧＣＥ試験における能力観の違いが，どのような要因によって生じたのかを成立過程を通じて検討することにしよう。

第一節　「スクールズ・カウンシルの提案」

この節では，二本立て試験制度の一本化についての議論の元となった，１９７５年のスクールズ・カウンシルの内部に設置された合同補助委員会(Joint Examinations Sub-committee of the SchoolsCouncil)[40]による提案（『１６歳時試験　未来への提案(*Examinations at 16+ proposals for the future*)』以下，ＳＣ提案とする）の特徴を検討する。

(1)スクールズ・カウンシルの動向

１９７０年7月7日にスクールズ・カウンシルの理事会[41]（スクールズ・カウンシルとしての政策の最終決定機関）は16歳における試験は統一試験制度であるべきであるという案を賛成６４，反対１により決定をした。その制度の内容は「水準を維持しうる，適切で様々な評価方法を含」み，教師による管理運営」がなされ，「様々なモード」[42]がとられ，能力範囲では上位６０％までを当面は対象とすることなどとした。その後，試験委員会，教員，地方教育当局，スクールズ・カウンシルの各代表からなる合同補助委員会が１９７１年の9月に設置された。その設置の目的は，次の問題についてのさらなる調査研究の計画を立案し，調整するためであった。[43]

その問題は，同一年齢層上位６０％という広い能力範囲の生徒を試験する場合の技術的問題，設定すべき各グレイドの水準を従来の試験におけるグレイドの水準とどう関連させるかという問題，モード３という試験方式に関する問題などであった。[44]

１９７０年から１９７４年までに，ＧＣＥ試験委員会とＣＳＥ試験委員会によって，６０％という能力範囲の受験者に適切な統一試験制度の実現の可能性に関する約５０の研究がなされていた。この調査研究がこの合同補助委員会の検討に付された基礎資料となった。この研究や調査の結果を中心に合同補助委員会が上の問題を考察したものが，次のような提案である。

(2)ＳＣ提案

ＳＣ提案の内容

ＳＣ提案の内容はこの合同補助委員会に課せられた課題ごとに次のようにまとめられよう。

①同一年齢層上位６０％という幅広い層に対する試験技術に関しては，すべての受験者が共通試験ペーパーに臨む「共通試験（a single examination)」制度に関する研究結果と難易度の異なるいくつかの試験ペーパーから，ペーパーを選択して臨むという方法も含む「統一試験制度(a single system)」に関する研究結果とがまとめられている。[45] そこでの特徴は，１９７０年のスクールズ・カウンシルの理事会による決議では「必ずしも共通試験の提案ではなく，統一試験制度の提案であった」[46] にもかかわらず，ＳＣ提案における研究の方法の多くが「共通試験」を前提にするものであったことである。スクールズ・カウンシルの合同補助委員会は，研究の方法を研究団体[47] の自由に任せ，その多くの団体は，能力範囲６０％全体を対象とした共通試験をいかに工夫するかという研究であった。[48] このように統一試験制度に対応する研究方法をとらなかった理由は，「その試験方法では，現在教師や生徒が押しつけられている，ＧＣＥかＣＳＥかという選択を必然的に恒久化する」[49] からであった。ここには，試験制度によって総合制中等学校内部でなされてきた二つのコースへの分離を好ましく思っていないことが現われている。その意識が新試験制度へ向けての研究にあたって，共通試験をできるだけ志向したのであろう。

②新試験の結果は証書に七つのグレイドで示されることとなった。これらの各グレイドの水準は，現在のＧＣＥ・ＣＳＥ試験で授与される各グレイドと同等とするとされた。

③モード３という試験方式については，利用されることされた。理由は，各学校での「カリキュラム改革を促すため」[50] 認められるべきとした。

その他，試験運営機構については，「教員がカリキュラムの選択の幅を効率的に増大できるように」，試験運営は「教員管理」の原理でなされることが期待されている。[51] これ以上の記述がないので，この意味内容は一義的ではないが，各学校のカリキュラムに影響力のある試験のシラバスの設定に教員が関わることで，学校現場の要求を効率的に吸い上げようというねらいがあるものと推測できる。また，ここにいう「教員管理」とは，中等学校教員のみによる管理運営を意味するのではなく，雇用者や高等教育関係者，その他の試験の結果としての証書の利用者も参加するものである。しかし，教員の主導という意味合いはあると思われる。[52]

このようにＳＣ提案には，試験運営機関が「教員管理」によるとか，モード３という各学校レベルに試験のシラバスを作成する主導権があるというような特徴がある。しかし，この特徴がこの後批判の的となるのである。また「共通試験」の研究が主要になされていたことも批判されることになる。

ＳＣ提案の問題意識

ところで，ここでＳＣ提案にある「統一試験制度提案理由」[53]を手がかりにスクールズ・カウンシル合同補助委員会の問題意識を整理しておく。この提案理由は，それまでに指摘されていた問題をまとめたというものであったが，それをどうまとめたかに，この合同補助委員会の意識が反映していると思われるので，記しておこう。

そこでの特徴は，それまで（１９７５年）に中等学校の中で占める割合が増加していた[54]総合制中等学校における問題に，第一の関心を示していることにある。総合制中等学校では「生徒の発達について早まった判断をすることは賢明でない」とか「早期の選抜は，第４学年と第５学年での発達を考慮に入れていない」と二本立て試験制度によって早期の選択を迫られるという問題を指摘している。また，適切にＧＣＥかＣＳＥのどちらかの試験を選択することが難しいので，両試験の求める能力範囲の境界上の生徒は二つの試験の受験を強いられることによって，ＧＣＥ試験コースの合格は難しいと思われる生徒が一層の負担を強いられているという問題も指摘している。こうして生徒の発達への配慮や健全な学習の保障という観点から二本立て試験制度の問題を指摘している。これが試験制度一本化を提唱するＳＣ提案における基本的認識であったのであろう。

外部試験（モード１など試験委員会主導でシラバスが設定される試験）が学校に与えている影響については，次のように記されている。外部試験が，教師の「すべての生徒の必要に合致するようなカリキュラムを提供するという専門的職務の遂行を妨害する外的要因」[55]となっているという。このような意識は，ＳＣ提案における試験運営機関の「教員管理」の主張やモード３という試験方式の奨励となって現われたのであろう。

以上のように，中等学校内部の問題に多くの紙幅が費やされていた。

しかし，外部との関係における問題についても言及はされていた。証書の主な使用者（高等教育，産業界その他の関係者）がＧＣＥ試験Ｏレベルの合格水準とＣＳＥ試験グレイド１の同等性を承認していたにもかかわらず，双方の証書に記されるグレイドの意味に関して，試験制度について詳しくない多数の人々がおおいに混乱しているということであった。この点はＳＣ提案のグレイド制の一本化という改革内容に現われている。

以上のような問題意識のもとにＳＣ提案が提起された。

(3)労働党政権の教育科学大臣の反応

１９７６年の７月にスクールズ・カウンシルの理事会の会議がもたれた。その中で，パブリックスクール[56]などの校長からなる校長会議（Headmasters' Conference）の代表として出席しているイートン校の校長Mr.Michael McCrumはコストや運営について，そしてアカデミックな学習に向いているとされる生徒への有効性についての問題がまだ解決されていないと批判した。[57]また校長会議などからの反対票が投じられたりしたが，結果は賛成５７，反対６により，ＳＣ提案が承認された。

しかし，この提案が大臣にその年の１０月に提出された後，概ね次のような理由により，大臣に拒否されることになった。「スクールズ・カウンシルと同様，統一試験制度が二本立て試験制度の問題を減じることは可能であると思う」。しかし，「教育水準の維持改善という声に耳を傾けねばならない」。それは，何よりも「試験結果の信頼性を失わせることなく，幅広い能力の若者を集め得る統一試験制度でなければならない。」として，スクールズ・カウンシルの理事会で承認されたＳＣ提案は「教育水準の維持」や「幅広い受験者」ということに対する

考慮がまだまだ足りないという。また，試験運営についても経費の面からも考えられなければならないというのである。[58)]

こうして，新たに政府は１９７７年３月改めて教育科学大臣が任命したウォッデル委員会（the Steering Committee, Waddell, Jを委員長とするところからこう呼んでおく）[59)]に特に試験運営機関と統一試験制度導入の是非について検討を諮問した。本当に実施できる新試験制度を探ることとなった。

（くすい　ひろしげ）

［註］

1)Rubinstein, D.& Simon, B., *The Evolution of the Comprehensive School 1926-1966*, Routledge & Kegan Paul, 1969, p.56を参照。

2)ibid., p,63を参照。

3)Department of Education and Science, *Circular 10/65 The Organization of Secondary Education*, HMSO, 1965, pp.1-3. 津高正文「イギリスの中等教育改革」『広島修道大学研究叢書（48）』, p.71参照。

4)Griffths, A., *Secondary School Reorganization in England and Wales*, Routledge & Kegan Paul, 1969, p.94.

5)Lodge, P.& Blackstone, T., *Educational Policy and Educatinal Inequality*, Martin Robertson, 1982, p.162参照。

6)Schools Council, *Examinations at 16+ proposals for the future*, Schools Council, 1975, p.E1.

7)このように総合制中等学校における各試験に対応するコースの内容については，矢野裕俊「コンプリヘンシブ・スクールの発展と教育課程の変容」『大阪市立大文学部教育学論集(7)』, 1981年において検討されている。

8)NUT, *A Certificate of General Secondary Education A policy statement by the National Union of Teachers on a school examination to replace GCE'O' level and CSE.* p.2.

9)*The Times Educatiional Supplememt*, 30 December 1966, p.1560.

10)教育科学省，地方教育当局，教員組合などの各代表からなり，初等中等学校のカリキュラムや教育方法，試験などの問題について調査研究し，提言してゆく組織であった。教育科学大臣の諮問機関ではない。また最終意思決定機関は教員が過半数を占めるというものであった。スクールズ・カウンシルの概略については，神田修「イギリスの「学校協議会」について」『立正大学人文科学研究所年報』第13号，1975年，その他にGordon, P.& Lawton, D., *A Guide to English Educational Terms*, Batsford Academic and Educational Ltd London, 1984, pp.171-172を参照。スクールズ・カウンシルのカリキュラム開発については，谷口琢男「イギリスにおける教育課程の研究と開発」茨城大学教育学部紀要（教育科学）31号, 1982年に詳しい。また，スクールズ・カウンシルの構成メンバーについては，田中耕二郎「イギリスの１９７０年代における教育内容行政の動向とスクールズ・カウンシルの再編問題」（関西教育行政学会『教育行財政研究(10)』，1982年）に詳しい。

11)L. Maidment, 'The Movement for One Examination at 16 plus', *Secondary Education*, Vol. 2, No. 2., p. 7, 1974.

12)NUT, op. cit., p. 3.

13)Department of Education and Science, *Press Notice 101/84 New System of Examinations at 16 Plus Sir Keith Joseph announces decision*, DES, 20 June 1984, pp. 3-5.

14)試験運営のための五つの各グループの構成は以下のようになる。

①Northern Group

GCE, Joint Matriculation Board

CSE, Associated Lancashire Schools Examining Board

North Regional Examinations Board

North Western Secondary School Examinations Board

The Yorkshire and Humberside Regional Examining Board

②Midland Group

GCE, University of Cambridge Local Examinations Syndicate

Oxford and Cambridge Schools Examination Board

Southen Universities Joint Board for School Examinations

CSE, East Midland Regional Examinations Board

The West Midlands Examinations Board

③London & East Anglian Group

GCE, University of London School Examinations Board

CSE, East Anglian Examinations Board

London Regional Examining Board

④Southern Group

GCE, University of Oxford Delegacy of Local Examinations

Associated Examining Board

CSE, Southern Regional Examinations Board

South East Regional Examinations Board

South Western Examinations Board

⑤Wales Group

GCE&CSE

Welsh Joint Education Committee

15)Scrimshaw, P., 'Towards a Conservative Curriculum ? ' In Horton, T., (ed.), *GCSE Examining The New System*, 1986, p. 33.

16)一般的基準の内容は，ＧＣＳＥの一般的原理，シラバスと科目に関する基準（試験科目の受理規準やシラバスの内容など），学校内評価における外部からの調整の基準などからなっている。

17)１９８０年にＧＣＥ試験委員会とＣＳＥ試験委員会の代表からなる合同協議会（GCE and CSE Board's Joint Council for 16+ National Criteria）が設置されてから，討議されてきたものである。そこでは２０の科目について設定された。その科目名は，芸術とデザイン，生物，実務研究（Business Studies），化学，古典研究，コンピューター，工芸と

デザインと科学技術，経済学，英語，フランス語，地理，歴史，家庭経営学，数学，音楽，物理，宗教学，科学，社会科学，ウェールズ語であった。

18)大田　堯「教育はだれのものか」『世界』1974年2月号, p. 207.

19)*The Times Educational Supplement*, 4 March 1983, p. 3.

20)Department of Education and Science & Welsh Office, *The Natinal Criteria*, HMSO, 1985, p. 2.

21)シラバスの開発や承認など主に試験運営に関わる人々への指針という意図で作成されたものである。(Secondary Examinations Council, *Working Paper 1 Differentiated Assessment in GCSE*, 1985, p. 1)以下，Secondary Examinations CouncilをSECと略する。

22)Secondary Examinations Council in Collabration with the Open University, *Science GCSE A Guide for Teachers*, The Open University, 1986, pp. 22-23.

23) London East Anglian Group, *GCSE Examination Mathematics A (1380)*, 1991, p. 1.

24) London East Anglian Group, *GCSE Examination Mathematics A (1382/4)*, 1991, p. 1.

25)千をこえる数のたし算は小学校２年生の教科書に掲載されている。項が三つ以上ある場合，「ふつう左からじゅんにします」と小学校４年生で計算の規則について掲載されている。細川藤次他『さんすう４年上』新興出版社啓林館, 平成3年, p. 30, 細川藤次他『さんすう２年下』新興出版社啓林館, 平成元年, 栗田稔他『新改訂数学２年』新興出版社啓林館, 平成元年を参照。

26)London East Anglian Group, *General Certificate of Secondary Education Syllabus Summer/Winter 1993 Mathematics A (1380-1383)*, 1992, p. 8, 22-23を参照。

27)栗田稔他『新改訂数学１年』新興出版社啓林館, 平成元年。小松勇作編『高等学校数学Ⅰ（再訂版）』旺文社, 昭和64年, 参照。

29)Secondary Examinations Council in Collabration with the Open University, *GCSE Histry A Guide for Teachers*, The Open University Press, 1986, pp. 22-27.

29)歴史のシラバスはＡからＤまであり，そのうち一つを選択することになっている。すべてのシラバスが手もとにないので推測になるが，「全国的基準」を参考にいうと，おそらくシラバスＡが「現代世界の歴史」、シラバスＢは「英国とヨーロッパ1450-1600」，シラバスＣが「英国の社会と経済の歴史」などと領域が分類されている。

30)London East Anglian Group, *GCSE Examination Histry A Modern World Histry(1325/1)*, 1991, p. 2.

31)London East Anglian Group, *Summer 1991 Examination Marking Scheme 1325 History Paper 1*, p. 2.

32)Department of Education and Science & Welsh Office,, op. cit. の各科目におけるTechniques Assessmentの項による。

33)SEC, *Coursework Assessment in GCSE Working Paper*, 1985, pp. 4-6. SEC and BBC Education, *A Guide to the GCSE*, p. 9.

34)SEC, *Coursework Assessment in GCSE Working Paper*, pp. 2-4.

35)DES, *GCSE: A Guide for Employers*, 1988, pp. 2-4.

36)Gorman, G., *GCSE:A Guide for Parents, Employers and Candidates*, Kogan Page, pp. 108-109.

37)ibid.,p.89.

38)Macintosh,H.G.,'The Sacred Cows of Coursework',in Gipps,C.(ed),*The GCSE an uncommon examination Bedford Way Papers 29*,Institute of Education,University of London,1986,p.22.

39)もちろんグレイドA以外に相当する点数も表示されている。LEAG,*GCSE Syllabus Summer/Winter 1993 Mathematics A (1380-1383)*,1992,p.30.

40)正式名称はJoint Examinations Sub-committee of the Schools Councilで，メンバー構成は，校長や教頭も含めて中等学校関係者が１８名，ＧＣＥ試験委員会を含む大学側や継続教育機関関係者が９名，勅任視学官(Her Majesty's Inspectorate)３名，研究団体などその他から５名であった。Schools Council,*Examinations at 16+ proposals for the future*,Schools Council,1975,pp.A2-A3参照。中等学校関係者が過半数を占めるが，グラマースクールからの代表などもおり，必ずしも総合制中等学校の主張を代弁する者ばかりとはいえない。なお，勅任視学官は公的費用によって維持されている学校などの視察をしたり，教育大臣に助言をしたりする。身分は国家公務員でないとされ，教育問題に関して独立して発言することができるとされている(Gordon,P. & Lawton,D.,*A Guide to English Educational Terms*,Batsford Academic and Educational Ltd London,1984,p.86参照)。

41)ここでの教員の占める割合は，田中耕二郎氏の研究によれば，初等中等教員とそれ以外との比率は１９７８年以前では４１：３６と初等中等教員が過半数を占めている。「イギリスの１９７０年代における教育内容行政の動向とスクールズ・カウンシルの再編問題」（関西教育行政学会『教育行財政研究(10)』，1982年）p.81.

42)ＣＳＥ試験の箇所で説明した試験方式のこと。

43)Schools Council,*Examinations Bulletin 23 A common system of examining at 16+*,Evans/Methuen Educational,1971,p.5.

44)ibid.,pp.7-10,30-31.

45)Schools Council, *Examinations at 16+ proposals for the future*, Schools Council, 1975,pp.19-20,pp.23-24.その他，この概念の区別についてはDepartment of Education and Science,*School Examinations Part I*,HMSO,1978,p.9にも解説されている。これ以降，このような概念の趣旨で使われているものに対しては，a single exam や a common examination system などの原語を「共通試験制度」とa single system や a common system,a common system of examining などを「統一試験制度」と二種類に区別して訳しておくことにする。

46)Schools Council,op.cit.,p.1.

47)通常，単独の試験委員会またはいくつかの試験委員会が組み合わされた組織をさす。

48)Schools Council,op.cit.,p.19,p.23.

49)ibid.,p.20.

50)ibid.,p.61.

51)ibid.,p.64.

52)ibid.,p.64参照。

53)ibid.,pp.9-11.

54)全国教員組合発行の文書によれば，１９７６年時点で中等学校総生徒数のうちの６０％以上が総合制中等学校に通っているという。NUT, *Examinations at 16+ proposals for the Future A National Union of Teachers Policy Statement*, March 1976, p.1参照。

55)Schools Council, op.cit., pp.9-11.

56)豊富な学校基金を擁し，寄宿制をとるグラマースクール。特にイートン，ハロウ，ラグビーなど９校の出身者が，大学進学をはじめ官界，実業界で有利な地位を占めている。

57)*The Times Educational Supplement*, 16 July 1976, p.8. タイムズ教育版の記者によるまとめである。このような校長会議の見解については第四節参照。

58)*Parliament Debates(Hansard) Fifth Series House of Commons* Vol., col.73, 1976.

59)委員長他２０名の委員からなる。その構成は，校長を含む学校関係者６人。うち総合制中等学校関係者３人であった。その他，教育科学省関係者５人，教育委員界関係者２人，高等教育関係者２人，スクールズ・カウンシル関係者１人，ＰＴＡ代表１人，労働組合関係１人，その他２人。スクールズ・カウンシルの合同補助委員会のメンバー構成における教員の割合と比べると，２分の１から４分の１程度に減っている。